

埼玉県行政手続条例の施行に関する規則及び埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県行政手続条例の施行に関する規則及び埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県行政手続条例の施行に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県行政手続条例の施行に関する規則(平成8年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

本則を第1条とし、同条に見出しとして「不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の通知の方法)

第2条 条例第15条第4項(条例第22条第3項及び第29条に読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。